

# 答 申

## 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年3月6日29田保福第37294号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報のうち、当審議会において、過去に審査の対象としたことのある対象個人情報（以下「本件個人情報1」という。）は、「措置入院者の症状消退届」、「精神保健福祉法に基づく事前調査票」、「24条通報による対応経過」、「措置入院決定通知書（様式7号の2）」、「措置入院決定通知書（様式7号の4）」、「措置入院決定通知書（様式7号の3）」、「措置入院のための移送に関する診察記録票」、「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入前）」、「診察実施通知書」、「措置入院に関する診断書」、「措置入院者に対する病院管理者の意見」、「措置入院者に対する診察指定医の意見（指定医記入後）」、「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察について（依頼）」に記載された審査請求人の個人情報である。

また、審査請求に係る対象個人情報のうち、今回新たに審査の対象とするもの（以下「本件個人情報2」という。）は、①「措置入院者の定期病状報告書」、②「精神保健福祉相談記録」、③「措置入院患者措置解除調書」、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」、⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」、⑩「苦情・相談対応」に記載された審査請求人の個人情報である。

### (2) 本件個人情報1の開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報1のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

### (3) 本件個人情報2の開示決定状況

実施機関は、条例第17条第1項の規定により、本件個人情報2のうち、①「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の情報及び「診察した精神保

健指定医氏名」欄に記載された精神保健指定医氏名、②「精神保健福祉相談記録」の「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「対応者」「日時 対応者」「概要」及び「対応内容」等のそれぞれの欄に記載された関係者の個人名、③「措置入院患者措置解除調書」の「同席者」の欄に記載された関係者の個人名、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された関係者の氏名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」に記載された精神保健指定医の氏名、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の宛先、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された情報については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当するとして不開示としている。

また、②「精神保健福祉相談記録」の「現住所」欄に記載された情報並びに「相談担当保健婦」「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」及び「対応者」等のそれぞれの欄に記載された実施機関の職員名、③「措置入院患者措置解除調書」の「担当保健師」及び「面接者」欄に記載された実施機関の職員名、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の2行目及び「記録者の氏名等」欄に記載された実施機関の職員名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」の「お問合せ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名については、同項第4号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

さらに、①「措置入院者の定期病状報告書」の「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容と結果」「今後の治療方針」「処遇、看護及び指導の現状」「重大な問題行動」「診察時の特記事項」「本報告に係る診察年月日」欄等に記載された情報、②「精神保健福祉相談記録」の「相談経路」「来所目的及び希望」「生育及び生活歴」「病歴」「現症」「指導」「方針」「実施内容・考察・問題点・方針」等のそれぞれの欄に記載された情報、③「措置入院患者措置解除調書」の「診断名」「事項」「解除前の面接」「今後の対応等」欄に記載された情報、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」及び「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報、⑩「苦情・相談対応」の「相談内容」欄に記載された情報については、同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、本件個人情報2のその余の部分は開示している。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年2月8日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年3月6日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成30年3月12日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年4月12日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関と各機関との間で正当なやり取りがなされていたか疑問に思うため、本件決定の取消しを求める。

### 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

#### (1) 本件個人情報1の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

別表2の「不開示とした理由」欄記載のとおりである。

#### (2) 本件個人情報2の条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、①「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の情報及び「診察した精神保健指定医氏名」欄に記載された精神保健指定医氏名、②「精神保健福祉相談記録」の「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「対応者」「日時 対応者」「概要」及び「対応内容」等のそれぞれの欄に記載された関係者の個人名、③「措置入院患者措置解除調書」の「同席者」の欄に記載された情報、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された関係者の氏名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」に記載された精神保健指定医の氏名、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の宛先、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28. 4. 14」の行に記載さ

れた情報を開示することにより、本人が措置入院に関する不満や、指定医等に対する不信感を抱き、診断内容の真意や詳細を確かめるため、指定医等の日常生活に支障を来すような行為がなされることが否定できず、指定医等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第14条第1項第1号に該当し不開示としたものである。

### (3) 本件個人情報2の条例第14条第1項第4号該当性について

②「精神保健福祉相談記録」の「現住所」欄に記載された情報並びに「相談担当保健婦」「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」及び「対応者」等のそれぞれの欄に記載された実施機関の職員名、③「措置入院患者措置解除調書」の「担当保健師」及び「面接者」欄に記載された実施機関の職員名、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の2行目及び「記録者の氏名等」欄に記載された実施機関の職員名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」の「お問合せ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名を開示することにより、記載内容の有無を確かめるなど、職務の妨害となる行為が行われることが予想され、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、条例第14条第1項第4号に該当し不開示としたものである。

### (4) 本件個人情報2の条例第14条第1項第5号該当性について

①「措置入院者の定期病状報告書」の「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容と結果」「今後の治療方針」「処遇、看護及び指導の現状」「重大な問題行動」「診察時の特記事項」「本報告に係る診察年月日」欄等に記載された情報を開示することにより病院管理者や精神保健指定医が本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、条例第14条第1項第5号に該当し不開示としたものである。

また、②「精神保健福祉相談記録」の「相談経路」「来所目的及び希望」「生育及び生活歴」「病歴」「現症」「指導」「方針」「実施内容・考察・問題点・方針」等のそれぞれの欄に記載された情報、③「措置入院患者措置解除調書」の「診断名」「事項」「解除前の面接」「今後の対応等」欄に記載された情報、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」及び「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報、⑩「苦情・相談

対応」の「相談内容」欄に記載された情報を開示することにより、職員が本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり、正確に記載することを躊躇する等、記載内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉業務の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報1の性格及び内容について

当審議会において本件個人情報1を見分したところ、本件個人情報1は、全て当審議会の過去の答申（別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。）において審査対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容である（別表2の「本件個人情報1の性格及び内容」欄記載のとおり）。

### (2) 本件個人情報2の性格及び内容について

本件個人情報2は、実施機関が保有する①「措置入院者の定期病状報告書」、②「精神保健福祉相談記録」、③「措置入院患者措置解除調書」、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」、⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」、⑩「苦情・相談対応」に記載された審査請求人の個人情報である。

それぞれの個人情報の性格及び内容は、次のとおりである。

#### ア ①「措置入院者の定期病状報告書」

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2では、精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状等を定期的に最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならないとされている。

①「措置入院者の定期病状報告書」は、「管理者名」「措置入院者」「措置年月日」「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容とその結果」「今後の治療方針」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

#### イ ②「精神保健福祉相談記録」

法第47条では、都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、必要に応じて、精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事等が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならないとされている。

相談指導の内容は、心の健康についての相談指導から、診療を受けるに当たっての相談指導、社会復帰のための相談指導など、保健、医療、福祉の広範にわたり行われ、相談の結果に基づき、病院、診療所等の施設や自助グループへの紹介、福祉事務所、児童相談所その他関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク等が行われることとなっている。

②「精神保健福祉相談記録」は、審査請求人や母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、「氏名」「来所目的及び希望」「生育及び生活歴」「病歴」「家族関係及び家族歴」「日時、援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「担当者」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

#### ウ ③「措置入院患者措置解除調書」

法第29条の4の規定により、都道府県知事は、法第29条の5の規定による診察の結果に基づき、措置入院者が入院を継続しなくても自傷他害のおそれがないと認めるに至ったときは、直ちにその者を退院させなければならないとされている。

精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。）において、保健福祉環境事務所長は、精神科病院又は指定病院の管理者から提出された法第29条の5の規定に基づく届出の内容を審査するために、必要に応じ、病院関係者及び措置入院者本人に対する聞き取りを行うことができるとされている。

③「措置入院患者措置解除調書」は、要領に基づき、実施機関の職員が主治医及び患者等から聴取して作成した調書であり、「患者氏名」「生年月日」「診断名」「主治医からの聴取事項」「患者からの聴取事項」「家族等からの聴取事項」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

#### エ ④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」

④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」は、法第24条の通報がなされたときに、法第27条第1項に基づく診察を行う指定医や診察の結果、入院を決定した場合の受け入れ病院を選定するため、実施機関が審査請求人に関する診察や入院の受け入れの可否等について精神科病院に確認した記録であり、名称、電話、FAX番号、対応者等の情報が記載されている。

#### オ ⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」

要領では、法第29条第1項の規定に基づく入院措置を行った保健福祉環境事務所長は、措置入院のための移送に関する移送記録票を措置入院決定通知書とともに、健康増進課こころの健康づくり推進室長に送付することとされている。

⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」は、「氏名」「生年月日」「措置診

察のための移送の有無」「移送開始及び終了」「移送に関する告知」「搬送の概要（方法、経路、時刻等）」「移送先の指定病院等」「同行者の氏名」「記録者の氏名等」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

#### カ ⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」

法第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができるとされている。

要領においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）中2（1）カに基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施することとされている。

⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」は、入院から概ね3か月を経過したときに実施する現地診察を実施機関から病院管理者に対して通知する文書であり、通知先の病院管理者に係る情報、実施日時、措置入院者氏名等が記載されている。

#### キ ⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」

⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」は、上記カと同様の現地診察に係る通知であり、本件精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施については、入院から概ね3か月を経過したときに実施する現地診察を実施機関から保護者に対して通知する文書であり、保護者氏名、患者氏名、実施日時等が記載されている。

#### ク ⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」

⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」は、上記カと同様の現地診察に係る通知であり、本件入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）については、入院から概ね3か月を経過したときに実施する現地診察に係る関係資料を実施機関から指定医に対して送付する文書であり、送付先の指定医に係る情報、送付資料等が記載されている。

#### ケ ⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」

⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」は、法第24条通報に基づく事前調査に要するとして、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所からの提供依頼に基づき実施機関の職員が作成したものであり、「1 概要」「2 生活歴」「3 家族関係」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

#### コ ⑩「苦情・相談対応」

⑩「苦情・相談対応」は、住民から医療機関に対する苦情や相談があった際に実施機関が作成した記録であり、「相談種類」「相談形態」「相談者」「相談内容」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

### (3) 本件個人情報1の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において、本件個人情報1を見分したところ、本件個人情報1は、全て過去の答申の審査請求に係る対象個人情報に含まれていることが確認できた。また、これら過去の答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人物であることも確認した。さらに、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これら過去の答申における判断（別表2の「答申での判断」欄記載のとおり）を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報1のうち実施機関が不開示とした部分は、「措置入院者の症状消退届」の「管理者名」の欄及び「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄にそれぞれ記載された管理者の氏名を除き、いずれもこれら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、当該「措置入院者の症状消退届」の「管理者名」の欄及び「措置入院者に対する病院管理者の意見」の「管理者氏名」の欄に記載された管理者の氏名については、これら過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号に該当しないと判断される。

### (4) 本件個人情報2の条例第14条第1項第1号該当性について

#### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

#### イ 該当性の判断

本件個人情報2のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、①「措置入院者の定期病状報告書」の管理者名に記載された管理者の情報及び「診察した精神保健指定医氏名」欄の精神保健指定医氏名、②「精神保健福祉相談記録」の「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「対応者」「日時 対応者」「概要」及び「対応内容」等のそれぞれの欄に記載された個人名、③「措置入院患者措置解除調書」の「同席者」欄に記載された情報、④「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄1行目に記載された情報、⑤「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」に記載された精神保健指定医の氏名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の宛先、⑦「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された情報であり、これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

**(7) ①「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の情報及び「診察した精神保健指定医氏名」欄に記載された精神保健指定医氏名について**

- a ①「措置入院者の定期病状報告書」の「管理者名」欄に記載された管理者の情報のうち、管理者の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であるが、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1号の規定により、病院管理者は、管理者の氏名を当該病院内に見やすいように掲示しなければならないとされており、病院名は開示されていることから、何人でも知り得る情報であるため、開示することにより、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号には該当しないと判断される。

これに対して、同欄に記載された情報のうち、管理者の印影については、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示することにより、当該印影が悪用される可能性が考えられ、当該管理者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断される。

- b ①「措置入院者の定期病状報告書」の「診察した精神保健指定医氏名」欄に記載された精神保健指定医氏名については、措置入院というものが、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するといふべきであるものの、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置された者やその関係者が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等について、その真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においても、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開

示ることにより、審査請求人が、措置入院となった経緯や措置入院と判断した根拠等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の遂行の妨げとなるような不当な追及等をしようとするおそれがあり、開示することにより、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(イ) ②「精神保健福祉相談記録」の「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「対応者」「日時 対応者」「概要」及び「対応内容」等のそれぞれの欄に記載された関係者の個人名について

a ②「精神保健福祉相談記録」の「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」「対応者」「日時 対応者」「概要」及び「対応内容」等のそれぞれの欄に記載された関係者の個人名（ただし、警察職員氏名は除く。）は、本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これを開示することにより、審査請求人が、当該関係者と実施機関との間のやりとりの内容について、その詳細を確認したいとして、当該関係者の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、これらの情報を開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

b ②「精神保健福祉相談記録」12枚目の「援助方法」欄における13行目、同13枚目の「援助方法」欄における1・5行目、同15枚目の「援助方法」欄における7行目、同16枚目の「援助方法」欄における1・9・13・27行目、同17枚目の「援助方法」欄における5行目、同19枚目「援助方法」欄における1行目、同21枚目の「援助方法」欄における1・3・4・15・16・19・27行目、同51枚目の「援助方法」欄における5行目、同56枚目の「援助方法」欄における13行目及び63枚目の「援助方法」欄における10・11・23行目は、捜査等機関及びその部署の名称に関する情報であり、実施機関は、これら情報について、当該関係機関職員の個人名及び連絡先等とともに本号に該当するとして不開示としたものである。しかしながら、当該関係機関及びその部署名については、当該名称の開示が直ちに当該関係機関職員の特定につながる可能性は薄いこと、また、当該関係機関が捜査等機関であることも勘案すると、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号に該当しないと判断される。

c ②「精神保健福祉相談記録」17枚目の「援助方法」欄における27行目前段に記載された情報は、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報である。②「精神保健福祉相談記録」中、実施機関と面接を行った当該個人が

誰であるかについて、審査請求人が当然知っている立場にある旨が記載されていたため、実施機関と面接を行った当該個人に関する情報を開示することがこの者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

- d ②「精神保健福祉相談記録」12枚目の「援助方法」欄における14行目、同13枚目の「援助方法」欄における2・6・7行目、同15枚目の「援助方法」欄における8行目、同16枚目の「援助方法」欄における2・9・13・27行目、同17枚目の「援助方法」欄における5行目、同19枚目「援助方法」欄における2・10行目、同21枚目の「援助方法」欄における1・4・16行目、同63枚目の「援助方法」欄における11・23行目に記載された個人名は、警察職員の氏名であるため、本号ではなく、同項第6号該当性について判断すべきものであるため後述する。
- e ②「精神保健福祉相談記録」21枚目の「援助方法」欄における21行目及び同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された情報は、関係機関の連絡先に係る情報であって、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められないことから、本号に該当しないと判断されるが、これを開示した場合、同項第4号に該当することが考えられるため、このことについては後述する。
- (ウ) ③「措置入院患者措置解除調書」の「同席者」の欄に記載された関係者の個人名について

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、③「本件措置入院患者措置解除調書」の「同席者」の欄に記載された関係者の個人名を開示することにより、審査請求人が、当該関係者と実施機関との間のやりとりの内容について、その詳細を確認したいとして、当該関係者の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれは否定できない。

したがって、これらの情報を開示することによって、これら関係者の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

- (イ) ⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された情報について

⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された情報は、措置入院のための移送に同行した警察職員の氏名及びその所属部署名に関する情報である。このうち、所属部署名は、上記(イ)bで述べたとおり、その名称を開示することが直ちに当該警察職員個人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。なお、警察職員の氏名については、本号ではなく、同項第6号該当性について判断すべきものであるため

後述する。

(オ) ⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」に記載された精神保健指定医の氏名について

上記（ア）bにおいて、精神保健指定医の氏名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(カ) ⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の宛先について

上記（イ）aにおいて、関係者の個人名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(キ) ⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された情報について

⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」の行に記載された情報は、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報であり、上記（イ）cにおいて、当該個人に関する情報を開示妥当と判断した理由と同じ理由により、本号に該当しないと判断される。

(5) 本件個人情報2の条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、②「精神保健福祉相談記録」の「現住所」欄に記載された情報並びに「相談担当保健婦」「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」及び「対応者」等のそれぞれの欄に記載された実施機関の職員名、③「措置入院患者措置解除調書」の「担当保健師」及び「面接者」欄に記載された実施機関の職員名、⑤「措置入院のため

の移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の2行目及び「記録者の氏名等」欄に記載された実施機関の職員名、⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について（通知）」の「お問合せ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名、⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について（送付）」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

なお、上記(4)イ(i)eで述べたように、②「精神保健福祉相談記録」21枚目の「援助方法」欄における21行目及び同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された関係機関の連絡先に係る情報が本号に該当するか否かについても判断する。

また、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報については、当該情報が、精神科病院の名称のほか、審査請求人に関する診察や入院の受け入れの可否等について実施機関が当該精神科病院に確認した内容等が記載されていることから、実施機関は、これらの情報を開示することにより、審査請求人が精神科病院に対して記載内容を確認しようと業務の妨げになる行為をするおそれがあり、その結果、指定医や精神科病院との信頼関係を損ない、指定医や精神科病院の選定を適切に行えなくなる支障が生じる旨を理由として、同項第5号（評価・判断情報）に該当すると説明している。しかしながら、当該理由をもって不開示情報への該当性を説明するのであれば、同項第5号ではなく、本号該当性について検討の上、判断すべきものであるため後述する。

**(7) ②「精神保健福祉相談記録」の「現住所」欄に記載された情報並びに「相談担当保健婦」「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」及び「対応者」等のそれぞれの欄に記載された実施機関の職員名**

本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、②「精神保健福祉相談記録」の「現住所」欄に記載された情報並びに「相談担当保健婦」「援助方法」「実施内容・考察・問題点・方針」及び「対応者」等のそれぞれの欄に記載された実施機関の職員名は、開示することにより、審査請求人が、自己の相談に対する当該職員の指導の内容や、家族又は家族以外の関係者と当該職員とのやりとりの内容等について、その詳細を確認するため、関係者や当該職員に頻繁に電話や訪問をするなどし、日常の業務を妨げようとするおそれは否定できない。

したがって、これらの情報を開示することによって、実施機関における今後の精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

**(4) ③「措置入院患者措置解除調書」の「担当保健師」及び「面接者」の欄に記載された実施機関の職員名**

上記(ア)において、実施機関の職員名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(ウ) ⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の2行目に記載された実施機関の職員名

上記(ア)において、実施機関の職員名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(エ) ⑥「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察の実施について(通知)」の「お問合せ先」欄に記載された実施機関の職員名について

上記(ア)において、実施機関の職員名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(オ) ⑦「精神保健福祉法に基づく精神保健指定医による診察の実施について」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名について

上記(ア)において、実施機関の職員名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(カ) ⑧「入院後3か月経過した措置入院者の現地診察に係る資料について(送付)」の「お問い合わせ先」欄に記載された実施機関の職員名について

上記(ア)において、実施機関の職員名を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(キ) ②「精神保健福祉相談記録」の21枚目の「援助方法」欄における21行目及び同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された関係機関の連絡先に係る情報について

②「精神保健福祉相談記録」21枚目の「援助方法」欄における21行目及び同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された情報は、関係機関の連絡先に係る情報であって、実施機関は、これら関係機関の連絡先について、関係者の個人名及び関係機関の部署名等とともに条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示としたものである。これら関係機関の連絡先に係る情報については、上記(4)イ(イ)eで述べたとおり、第1号に該当しないと判断したところであるが、このうち同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された関係機関の連絡先に関する情報については、当該関係機関の代表連絡先ではなく、特定の部署に係る専用の連絡先であることから、本事案の過去の経緯や事情に鑑みると、開示することにより、審査請求人が当該関係機関に対して情報の真偽や詳細を確かめるため頻繁に電話をするなどし、関係機関の業務に支障を生じさせ、ひいては関係機関と実施機関との信頼関係が損なわれ、関係機関から必要な情報が得られなくなる等、今後の精神保健福祉業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当すると判断され、実施機関が不開示とし

た決定は、結論において妥当である。

他方、同21枚目の「援助方法」欄における21行目に記載された関係機関の連絡先に関する情報については、当該関係機関の代表連絡先であること、また、上記(4)イ(イ) bで述べたとおり、当該関係機関名について、第1号に該当しないため開示すべきと判断していることも考慮すると、上記同56枚目の「援助方法」欄における16行目に記載された関係機関の連絡先に関する情報とは同様に考えることはできず、本号に該当しないと判断される。

#### (ク) ④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報について

④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」には、精神科病院の名称のほか、審査請求人に関する診察や入院の受け入れの可否等について実施機関が当該精神科病院に確認した内容等に関する情報が記載されていることから、実施機関は、これらの情報を開示することにより、審査請求人が精神科病院に対して記載内容を確認しようと業務の妨げになる行為をするおそれがあり、その結果、指定医や精神科病院との信頼関係を損ない、指定医や精神科病院の選定を適切に行えなくなる支障が生じる旨を理由として、条例第14条第1項第5号（評価・判断情報）に該当すると説明している。しかしながら、これらの情報が第5号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報でないことは明らかであること、また、当該実施機関の説明する理由は、上記(ア)において、実施機関の職員名等を不開示と判断した理由とほぼ同じ理由であり、このことは、当審議会においても実施機関の説明する支障が生じるものと認められることから、これらの情報については、第5号ではなく、本号に該当すると判断され、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

#### (6) 本件個人情報2の条例第14条第1項第5号該当性について

##### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

##### イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、①「措置入院者の定期病状報告書」の「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容と結果」「今後の治療方針」「処遇、看護及び指導の現状」「重大な問題行動」「診察時の特記事項」「本報告に係る診察年月日」欄等に記載された情報、②「精神保健福祉相談記録」の「相談経路」「来所目的及び希望」「生育及び生活歴」「病歴」「現症」「指導」「方針」「実施内容・考察・問題点・方針」等のそれぞれの欄に記載された情報、③「措置入院患者措置解除調書」の「診断名」「事項」「解除前の面接」「今後の対応等」欄に記載された情報、④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報、⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」及び「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報、⑩「苦情・相談対応」の「相談内容」欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

**(7) ①「措置入院者の定期病状報告書」に記載された情報について**

- a ①「措置入院者の定期病状報告書」の「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容と結果」「今後の治療方針」「処遇、看護及び指導の現状」「重大な問題行動」「診察時の特記事項」欄等に記載された情報は、精神科病院の管理者が措置入院者の症状等を保健福祉環境事務所に定期的に報告するため、精神保健指定医の判断により取得した情報であり、これらの情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することによって、措置入院が必要であるか否かの判断内容に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

- b ①「措置入院者の定期病状報告書」の「本報告に係る診察年月日」欄に記載された情報については、開示することにより、病院管理者や精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められず、本号に該当しないと判断される。

**(4) ②「精神保健福祉相談記録」に記載された情報について**

a ②「精神保健福祉相談記録」の「相談経路」「来所目的及び希望」「生育及び生活歴」「病歴」「現症」「指導」「方針」「実施内容・考察・問題点・方針」等のそれぞれの欄に記載された情報は、審査請求人やその母親等を対象とした面接や電話による精神保健福祉に関する相談及びこれに対する必要な指導の内容について実施機関の職員が記載したものであり、これらの情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、相談に対応した職員が相談記録に記載を行う際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することによって、相談記録の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

b ②「精神保健福祉相談記録」17枚目の「援助方法」欄における26行目・27行目後段・28行目に記載された情報は、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報である。上記(4)イ(イ)cで述べたように、このことは、②「精神保健福祉相談記録」中の記載により、審査請求人が当然知っている立場にある旨が認められたため、これらの情報を開示することにより、診断内容の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

c ②「精神保健福祉相談記録」26枚目の「日付 対応者」の列「H28.6.16 9:25~9:40」「H28.6.16 12:25」「H28.6.16 12:45」「H28.6.16 13:20」に係る「対応内容」欄の各1行目、同29枚目の「日付 対応者」の列「H28.6.27 10:00」に係る「対応内容」欄の1行目、同37枚目の「H28.6.13」に係る19行目、同41枚目の「年月日」の列「10/3」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の28行目後段及び同47枚目の「年月日」の列「H28.10.27」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の20行目後段に記載された情報は、当審議会でも確認したところ、相談等に際し、実施機関の職員の対応を記載した部分であって、これらの情報を開示することにより、診断内容の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

d ②「精神保健福祉相談記録」50枚目「年月日」の列「H28.11.9」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄の11行目に記載された情報は、当審議会でも内容を

確認したところ、相談等に際し、実施機関の職員の対応を記載した部分であって、これらの情報を開示することにより、診断内容の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

(ウ) ③「措置入院患者措置解除調書」の「診断名」等の欄に記載された情報について

③「措置入院患者措置解除調書」は、要領に基づき、実施機関の職員が主治医及び患者等から聴取して作成した調書であり、「診断名」「事項」「解除前の面接」「今後の対応等」欄に記載された情報は、上記(ア)aにおいて、①「措置入院者の定期病状報告書」に記載されている「病名」等の情報を不開示と判断した理由と同じ理由により、本号に該当すると判断される。

(イ) ④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報について

④「受け入れ病院、指定医の依頼連絡票」に記載された情報は、上記(5)イ(ウ)で述べたとおり本号ではなく、第4号に該当すると判断される。

(ウ) ⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」に記載された情報について

a ⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」は、法第24条通報に基づく事前調査に要するとして、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所からの提供依頼に基づき実施機関の職員が作成したものであり、「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、相談に対応した職員が相談記録に記載を行う際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することによって、情報提供の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

b ⑨「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28.4.14」に係る「状況」の欄に記載された情報については、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報である。上記(4)イ(イ)cで述べたように、②「精神保健福祉相談記録」中の記載により、これらの情報は審査請求人が当然知っている立場にあることが認められるため、これらの情報を開示するこ

とが診断内容の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号に該当しないと判断される。

**(カ) ⑩「苦情・相談対応」に記載された情報について**

⑩「苦情・相談対応」は、住民から医療機関に対する苦情や相談があった際に実施機関が作成した記録であり、「相談内容」欄に記載された情報措置入院者の定期病状報告書の「病名」「生活歴及び現病歴」「過去6か月間の治療の内容とその結果」「今後の治療方針」「相談内容」欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、対応した職員が苦情・相談対応に記載を行う際、職員が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記録に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することによって、苦情・相談対応業務の形骸化をもたらし、今後の精神保健福祉に係る苦情・相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

**(7) 条例第14条第1項第6号該当性について**

**ア 本号の趣旨**

条例第14条第1項第6号は、警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から同職員の氏名に関し不開示情報としての要件を定めたものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名を不開示としている。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員とは、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員」（福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号））をいう。すなわち、警部補以下の階級にある警察職員がこれに該当する。

**イ 該当性の判断**

上記(4)イ(i)dで述べたように、②「精神保健福祉相談記録」の12枚目の「援助方法」欄における14行目、同13枚目の「援助方法」欄における2・6・7行目、同15枚目の「援助方法」欄における8行目、同16枚目の「援助方法」欄における2・9・13・27行目、同17枚目の「援助方法」欄における5行目、同19枚目「援助方法」欄における2・10行目、同21枚目の「援助方法」欄における1・4・16行目、同63枚目の「援助方法」欄における11・23行目に記載された個人名及び上記

(4)イ(エ)で述べたように、⑤「措置入院のための移送に関する移送記録票」の「同行者の氏名」欄の1行目に記載された情報は、警察職員の氏名である。

当審議会において確認したところ、これらの警察職員の氏名は、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、上記公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員等の氏名に該当すると認められる。

したがって、これら警察職員の氏名は、本号に該当すると判断され、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。